

大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類

1. 設置者変更の事由

(1) 新設置者

公立大学法人公立諏訪東京理科大学

(2) 旧設置者

学校法人東京理科大学

(3) 設置者を変更する事由

長野県諏訪地域における「知の拠点」として、急速に発達する科学技術とグローバル化する経済及び社会に対応して自ら将来を開拓できる主体性の確立した人材を育成し、地域産業や文化の振興に取り組み、雇用の創出や若者の定着をもたらすことによって地域創生に寄与し、ひいては科学技術の発展や新しい産業の創出を通じて地域と我が国の将来の発展に貢献することを目的として、新法人を設置し、諏訪東京理科大学を学校法人東京理科大学から公立大学法人公立諏訪東京理科大学に移管（設置者変更）する。

2. 変更の時期

平成30年4月1日

3. 定款（案）

別添のとおり